

# 財団法人岡山シンフォニーホール寄附行為

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人岡山シンフォニーホールという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県岡山市表町一丁目5番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、岡山シンフォニーホールの管理及び運営を行うとともに、自主文化事業を行うこと等により、地域文化の振興を図り、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 岡山シンフォニーホールの管理運営に関すること。
- (2) 自主文化事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 岡山フィルハーモニック管弦楽団の組織及び運営に関すること。
- (4) 地域文化の振興にかかる調査研究及び普及啓発等に関すること。
- (5) 岡山シンフォニーホールの管理運営に資するために必要な財産の取得管理に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産, 事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 補助金及び交付金
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に組み入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3カ月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添付するものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、主務官庁の承認を得なければならない。

(剰余金)

第13条 この法人の収支決算に剰余金を生じたときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、若しくは翌年度に繰り越し、又は第4条各号に掲げる事業の用に供するため準備金として積み立てるものとする。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者）、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下としなければならない。また、同一の業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下としなければならない。
- 5 監事には、この法人の理事の親族その他特別な関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。
- 6 理事に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添付して、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 7 監事に変更があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

（役員職務）

第17条 会長は、この法人を統轄する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは理事長の職務を代行し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 理事長と法人との利益が相反する事項については、副理事長又は専務理事がこの法人を代表する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところに従い、この法人の業務を議決し、執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
  - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (5) 理事会及び評議員会を招集すること。

（役員任期）

第18条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、当該役員から提出された弁明書をもってこれに代えることができる。なお、弁明書が一定の期限までに提出がなされないときは、第1項に規定する議決のみにて解任することができる。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者等の内から、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に応じ、この法人の業務に関し助言を行う。

4 顧問は、理事長の要請により理事会に出席して意見を述べるすることができる。

5 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べるすることができる。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第7項第4号の規定により、監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(4) 監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、第17条第7項第5号の規定により、監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合には、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した文書をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わる権利を有しない。
- 3 理事会は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りでない。
- 4 議決すべき事項につき特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由により理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を記載すること。)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会に出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

- 3 評議員のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員現在数の2分の1以内としなければならない。
- 4 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に、評議員会会長1名を置き、評議員の互選により選任する。
- 3 評議員会は、あらかじめ評議員のうちから、評議員会会長に事故ある場合にその職務を代理する者を定めておかななければならない。
- 4 評議員会は、第17条第7項第5号の規定により、監事が招集する場合を除き、評議員会会長が招集し、その議長となる。
- 5 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 6 評議員会には、第24条第3項、第25条第3項及び第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可があったときは解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 この法人が解散の時に有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人若しくは地方公共団体又は国に寄附するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の業務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類等の備付け)

第37条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 事業報告書及び収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 理事会等の議事に関する書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、原則としてこれを一般の閲覧に供しななければならない。ただし、同項第2号のうち、職員の名簿並びに理事、監事、評議員及び職員の履歴書については、これに含めないものとする。

## 第8章 補 則

(委任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第14条規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成3年3月5日から施行する。

この寄附行為は、平成3年12月20日から施行する。

この寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成15年10月1日から施行する。

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。